

## 会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附属機関等の名称	みよし市情報公開・個人情報保護審査会		
開催日時	令和3年6月3日(木) 午前10時から午前11時まで		
開催場所	みよし市役所3階研修室4、5		
出席者	<b>【委員】</b> 坂口委員(会長)、南谷委員、倉橋委員、清田委員、深谷委員  <b>【事務局】</b> 清水総務部部長、小野田総務部次長兼総務課課長、服部総務部副参事、鈴木副主幹、鈴木主査		
次回開催予定日	令和3年8月6日(金)		
問合せ先	総務部総務課 鈴木 電話 0561-32-8000(直通) メール soumu@city.aichi-miyoshi.lg.jp		
下欄に掲載するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議事録全文</li> <li>・議事録要約</li> </ul>	要約した理由	みよし市情報公開・個人情報保護審査会条例第12条の規定による
審議経過	<p>○総務部次長兼総務課課長；皆さんおはようございます。本日は、お忙しいところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。定刻になりましたのでただ今から、令和3年度第1回みよし市情報公開・個人情報保護審査会を開催いたします。私、総務課長の小野田と申します。よろしく申し上げます。</p> <p>本日の会議は、みよし市情報公開・個人情報保護審査会条例第12条の規定により、みよし市情報公開・個人情報保護審査会の議題4のみ非公開とし、それ以外は公開することとし、会議の開催前に傍聴の受付を行いました。傍聴を希望する人がいませんでしたので、報告をさせていただきます。</p> <p>ここで本来であれば、審査会に入る前に、事務局の自己紹介をさせていただくところですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、会議を短時間で進めるため、お手元のみよし市情報公開・個人情報保護審査会資料の12ページでの紹介に代えさせていただきますので、御了承をお願いします。</p> <p>それではただ今から、令和3年度第1回みよし市情報公開・個人情報保護審査会を開催します。始めに、総務部長の清水より御挨拶を申し上げます。</p>		

○総務部部長；皆さん改めましておはようございます。総務部長の清水と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。本日は大変お忙しい中、情報公開・個人情報保護審査会に御出席いただきまして、ありがとうございます。委員の皆様方におかれましては、引き続きということで審査会の委員をお引き受けいただきまして、ありがとうございます。昨年度は書面審査という形でしたので、改めてお礼を申し上げます。本日の会議につきましては、緊急事態の宣言中ということで、大変恐縮ですけれども、審査請求の審議があったということで開催させていただきます。会議につきましては、こうした形で感染対策を徹底するとともに、事務局の説明等につきましても、要点を絞った説明をさせていただき、なるべく時間を短縮できるような形で考えておりますので、どうぞ御理解のほどよろしくお願ひいたします。委員の皆様方におかれましては、今後とも公正中立な立場ということで、お力添えをいただいで本市の行う行政手続が適正に行われるよう、どうぞ御協力をお願ひいたします。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○総務部次長兼総務課課長；それでは議題に入りたいと思います。議事進行は本来であれば、会長にお願ひするところではありますが、1点目の議題で会長が決定するまでは、事務局の方で議事を進行させていただきます。それでは議題1点目の会長及び職務代理者の選出についてですが、みよし市情報公開・個人情報保護審査会条例第6条第1項の規定により、審査会には会長を置くこととなっており、委員の互選により定めることとなっておりますので、会長の選出をお願ひしたいと思ひます。どなたか御意見はございませんでしょうか。

○南谷委員；委員の南谷です。よろしければ、坂口委員にお引き受けいただけたらと思ひます。

○総務部次長兼総務課課長；会長に坂口委員をとの御意見をいただきましたが、皆様いかがでしょうか。  
(全員一致で坂口委員を会長に決定)

○総務部次長兼総務課課長；それでは、委員の皆様から賛同をいただきましたので、坂口委員に会長をお願ひしたいと思ひます。

それでは、坂口委員は会長席に移動をお願ひいたします。

それでは、早速で恐縮ではございますが、坂口会長から一言御挨拶をお願ひしたいと思ひます。

(坂口会長挨拶)

○総務部次長兼総務課課長；ありがとうございました。続きまして、職務代理者の選出につきまして、みよし市情報公開・個人情報保護審査会条例第6条第3項の規定により、あらかじめ会長が指名する委員を職務代理者とする事となっておりますので、会長より職務代理者の指名をお願いしたいと思います。

○坂口会長；南谷委員をお願いしたいと思いますけれど、よろしいでしょうか。

(南谷委員了承)

○総務部次長兼総務課課長；それでは会長の御指名により南谷委員に職務代理者をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは残りの議題につきましては、会長の取り回しにより、議事の進行をしていただきたいと思いますので、会長よろしく願いいたします。

○坂口会長；それでは、議題2点目ですけれど、令和2年度情報公開制度及び個人情報保護制度における開示等の状況について、説明をお願いします。

○総務課主査；それでは、事務局より説明をさせていただきます。事務局の総務課の鈴木と申します。よろしく願いいたします。では、議題2について説明させていただきます。資料をめくっていただきまして、1ページを御覧ください。こちらが、情報公開条例による開示請求等の実施状況についてでございます。令和2年度の各実施機関が受け付けました開示請求件数の合計ですけれども、表の一番下を御覧ください。合計は、52件となっております。このうち、全部開示が28件、部分開示が13件、不開示が6件、令和2年度末時点で処理中となっていたものが1件、取り下げが4件となっております。この表の下には、過去2年間の状況を参考に記載してございます。請求件数は、ここ2年ほど減少が続いておりまして、特に、一時期多くあった市が作成する工事等の金額入り設計書、こちらの請求件数が年々減ってきているという状況がございます。

なお、2ページから5ページまでを見ていただきたいのですが、こちらは請求があった行政文書の内容等を記載してございます。色が付いていないのが全部開示、黄色の網掛けになっているものが部分開示、赤の網掛けになっているものが不開示、水色の網掛けになっているものが取り下げとなりますが、こちらの詳細につきましてはは

省略をさせていただければと思います。

続きまして、6ページを御覧ください。こちらが個人情報保護条例による開示請求の実施状況になります。令和2年度の開示請求は、全体で38件ございまして、この内訳ですが、全部開示が11件、部分開示が4件、不開示が20件、令和2年度末時点での処理中が3件ございました。こちらも過去2年間の実施状況を参考として表の下に記載してございます。令和2年度は、例年と比べてかなり多く請求がありました。その理由ですが、8ページを御覧いただきたいと思います。12月以降に、愛知県知事の解職請求者署名簿、いわゆるリコールの署名簿ですが、委員の皆様もニュース等で御覧になられたことがあるかと思いますが、問題になった件の関係で、署名簿の中に自分の情報があるかどうかを確認したいということで、その請求をされた方が多数いらっしゃったため令和2年度は多くの請求があったという状況でございます。

続きまして、10ページを御覧ください。こちらが、令和2年度の情報公開制度及び個人情報保護制度に関する審査請求の状況でございます。令和2年度は、情報公開条例による開示請求が1件なされておまして、案件としては、本日の議題4で取り扱うものでございます。

事務局からは、以上です。

○坂口会長；何か御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。・・・ございませんか。なければ、これで議題2点目は終了いたします。

続きまして、議題3点目。令和3年度審査会の開催日程について、事務局より説明をお願いします。

○総務課主査；引き続き私の方から説明をさせていただきます。資料の11ページをお願いいたします。情報公開・個人情報保護審査会の開催日程につきましては、案件がない場合は中止とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。なお、会議を中止する場合にはこちらから御連絡をさせていただきます。開催日ですけれども、原則2か月ごとの案件を翌月の審査会で審査をするという形で進めたいと考えています。そのため、11ページの右側に参考で令和元年度のスケジュールを載せさせていただきましたが、こちらと同様に、8月から2か月おきで日程を組めればと思っておりますので、調整の方よろしくをお願いいたします。

**【開催日程について調整】**

○会長及び各委員並びに事務局での調整の結果、第2回以降の審査会の開催日程を次のとおり決定した。

第2回開催日；令和3年8月6日（金）午後1時から  
第3回開催日；令和3年10月7日（木）午前10時から  
第4回開催日；令和3年12月6日（月）午後1時から  
第5回開催日；令和4年2月3日（木）午前10時から

○坂口会長；それでは続きまして、議題4点目の行政文書の不開示決定に関する審査請求について、こちらは、非公開とします。それでは、事務局から説明をお願いします。

**【議題4は、非公開のため要約】**

○事務局から行政文書の不開示決定に関する審査請求について、弁明書及び反論書の要点の説明を行い、質疑を行った。

○口頭意見陳述、答申等今後の審査の流れについて説明を行った。

○坂口会長；他に何かありますか、なければ、これで、令和3年度第1回情報公開・個人情報保護審査会を終了いたします。

○総務部次長兼総務課課長；ありがとうございました。次回の審査会につきましては、先程調整していただきました日程で開催するということで、時期が近づきましたら、こちらの方から開催通知や資料を送付させていただきたいと思います。